

平成24年10月25日

北海道開発局

# 利水参画者等から頂いたご意見について (幾春別川総合開発事業)

北海道開発局は、平成23年7月8日に「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持について、それぞれ目的別の対策案の立案及び概略評価（案）を提示した。

このことについて、以下の通りご意見を頂き、検討の参考とした。

### 【利水対策案（新規利水、流水の正常な機能の維持）】

#### （1）利水参画者

- ・ 新規利水対策案に関する見解

#### （2）関係河川使用者（利水対策案を構成する施設の管理者や関係者）

- ・ 関係する利水対策案に関する見解

#### （3）その他関係者

- ・ 水需要の合理化や既得水利の合理化・転用の見通しについて

## 利水参画者、関係河川使用者のご意見 (新規利水(水道用水))

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の利水参画者や関係河川使用者（新規利水対策案を構成する施設の管理者や関係者）に対して意見聴取を行った。

### 【1. 利水参画者】

- ・ 桂沢水道企業団
- ・ 電源開発株式会社

### 【2. 関係河川使用者】

- ・ 北海土地改良区～ ダム再開発（掘削）：桂沢ダム

# 利水参画者のご意見 (新規利水(水道用水))

## 【複数の新規利水対策案に対してのご意見】

| 利水参画者        | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答   |
|--------------|--|--|
| 桂沢水道<br>企業団  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第3回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>桂沢水道企業団と致しましては、提示された複数の利水対策代替案は、幾春別川総合開発事業へ継続参加するにあたり、費用負担が大きいこと、及び地域社会への影響・実現性の問題や、効果発現の遅延等も懸念されることから、現計画の対策案による実施を強く求めるものであります。</li> </ul>  |
| 電源開発<br>株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第3回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、現在、貴局が実施する新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの建設に関する基本計画（当初計画平成6年8月2日建設省告示第1732号、変更計画平成20年11月7日国土交通省告示第1325号、以下「ダム基本計画」という。）に基づく幾春別川総合開発事業に発電参画しており、当事業の進捗に併せ、新桂沢発電所計画（最大出力16,800kW）を進める予定としています。</li> <li>今般、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、新規利水（水道用水、工業用水）および流水の正常な機能の維持について、複数の利水代替案が示されているところですが、当社としては、現行の新桂沢発電所計画に影響を及ぼす対策案については、回避して頂きたいと考えております。</li> <li>今回、お示し頂いているいずれの代替案につきましても、現計画である「ダム再開発（かさ上げ）」に対し、大幅な事業費の増嵩および事業進捗の遅れが見込まれているとともに、ダムのかさ上げを実施しないことで、最大出力16,800kWに必要な有効落差の確保が困難になるなど、現行の新桂沢発電所計画に大きな影響を及ぼすものであります。</li> <li>従いまして、当社としましては、いずれの利水代替案でもなく、現行のダム基本計画に沿ったダム再開発（かさ上げ）案での事業を進めていただきますよう要望致します。</li> </ul> |

# 関係河川使用者のご意見 (新規利水(水道用水))

## 【桂沢ダムの掘削に対してのご意見】 (新規利水対策案 (水道用水) No2)

| 関係河川<br>使用者 | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答                              |
|-------------|--|---|
| 北海<br>土地改良区 | ・桂沢ダムの再開発（掘削）を行い新規利水の<br>対策案とすることに関する見解について<br>（No2 ダム再開発（掘削）） | ・当土地改良区に係るかんがい用水に悪影響を及ぼさない対策でなければ同意しかねます。 |

# その他関係者のご意見 (新規利水(水道用水))

既得水利の合理化・転用について、関係する事業者に今後の見通しについて聞き取りを行った。

| 関係者             | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答  |
|-----------------|--|---|
| 北海道開発局<br>農業水産部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川流域※の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について</li> <li>※新規利水対策案（水道用水）の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で国営土地改良事業の計画がない旨、回答します。</li> </ul>   |
| 北海道<br>農政部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川流域※の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について</li> <li>※新規利水対策案（水道用水）の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成23年度に事業計画の樹立を行っている地区のうち、照会事項に該当する事業の予定はありません。</li> </ul>          |
| 北海道<br>環境生活部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川流域※の市町村における、水需要合理化を伴う水道事業の広域化に関する事業計画の予定の有無について</li> <li>※新規利水対策案（水道用水）の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で、既得水利の合理化を伴う水道事業の市町村の行政区域を越えた広域化に関する事業計画が予定されている、水道法に基づく認可申請・届出はありません。</li> </ul> |

# 利水参画者、関係河川使用者のご意見 (新規利水(工業用水))

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の利水参画者や関係河川使用者（新規利水対策案を構成する施設の管理者や関係者）に対して意見聴取を行った。

## 【1. 利水参画者】

- ・北海道
- ・電源開発株式会社

## 【2. 関係河川使用者】

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道電力株式会社～</li> <li>・札幌市～</li> <li>・旭川市～</li> <li>・中空知広域水道企業団～</li> <li>・北海土地改良区～</li> </ul> | <p>他用途ダム容量の買い上げ：<br/>         芦別ダム、野花南ダム、<br/>         雨竜第一ダム、雨竜第二ダム<br/>         ダム使用権等の振替：定山溪ダム<br/>         ダム使用権等の振替：忠別ダム<br/>         ダム使用権等の振替：滝里ダム<br/>         ダム再開発（掘削）：桂沢ダム</p> |
|--|---|

# 利水参画者のご意見 (新規利水(工業用水))

## 【複数の新規利水対策案に対してのご意見】

| 利水参画者    | 意見照会事項  | 意見照会事項に対する回答  |
|----------|---|---|
| 北海道      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新桂沢ダムの高上げにより工業用水の必要容量を確保することとなっているダム基本計画に基づく現行案（建設事業費：835億円）での事業継続が適当と考える。</li> </ul>   |
| 電源開発株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、現在、貴局が実施する新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの建設に関する基本計画（当初計画平成6年8月2日建設省告示第1732号、変更計画平成20年11月7日国土交通省告示第1325号、以下「ダム基本計画」という。）に基づく幾春別川総合開発事業に発電参画しており、当事業の進捗に併せ、新桂沢発電所計画（最大出力16,800kW）を進める予定としています。</li> <li>今般、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、新規利水（水道用水、工業用水）および流水の正常な機能の維持について、複数の利水代替案が示されているところですが、当社としては、現行の新桂沢発電所計画に影響を及ぼす対策案については、回避して頂きたいと考えております。</li> <li>今回、お示し頂いているいずれの代替案につきましても、現計画である「ダム再開発（かさ上げ）」に対し、大幅な事業費の増嵩および事業進捗の遅れが見込まれているとともに、ダムのかさ上げを実施しないことで、最大出力16,800kWに必要な有効落差の確保が困難になるなど、現行の新桂沢発電所計画に大きな影響を及ぼすものであります。</li> <li>従いまして、当社としましては、いずれの利水代替案でもなく、現行のダム基本計画に沿ったダム再開発（かさ上げ）案での事業を進めていただきますよう要望致します。</li> </ul> |

# 関係河川使用者のご意見 (新規利水(工業用水))

【桂沢ダムの掘削に対してのご意見】(新規利水対策案(工業用水) No2)

【芦別ダム、野花南ダム、雨竜第一ダム、雨竜第二ダムのダム容量買い上げに対してのご意見】

(新規利水対策案(工業用水) No3)

【定山溪ダム、忠別ダム、滝里ダムのダム使用権振替に対してのご意見】(新規利水対策案(工業用水) No8)

| 関係河川<br>使用者        | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答   |
|--------------------|--|--|
| 北海<br>土地改良区        | ・桂沢ダムの再開発(掘削)を行い新規利水の対策案とすることに関する見解について<br>(No2 ダム再開発(掘削))                           | ・当土地改良区に係るかんがい用水に悪影響を及ぼさない対策でなければ同意しかねます。  |
| 北海道電力<br>株式会社      | ・芦別ダム、野花南ダム、雨竜第一ダム、雨竜第二ダムの発電容量の一部を買い上げて新規利水の対策案とすることに関する見解について<br>(No3 他用途ダム容量の買い上げ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーとして、また、発電時に温室効果ガスであるCO2を排出しないクリーンエネルギーとして我が国のエネルギー政策上、重要な位置づけであります。</li> <li>・ダムを伴った貯水池式や調整池式の発電所においては、その発電容量により電力需給が逼迫する時期の供給力確保、急激な需要変動に対する追従性、電力システムの安定運用に重要な役割を担うものであります。</li> <li>・今後、太陽光・風力等の出力変動の大きい再生可能エネルギーの導入が拡大されることが予想され、このような発電容量を持ち系統調整力を発揮できる水力発電の重要性は更に高まることが予想されます。</li> <li>・芦別ダム、野花南ダム、雨竜第一ダム及び雨竜第二ダムの発電容量の買い上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対しては同意できません。</li> </ul> |
| 札幌市                | ・定山溪ダムのダム使用権(上水道)を振り替えて新規利水の対策案とすることに関する見解について<br>(No8 ダム使用権等の振替)                    | ・今後進めていく事業において定山溪ダムのダム使用権を使用する予定がありますので、当該ダム使用権を振り替える余地はないと考えております。  |
| 旭川市                | ・忠別ダムのダム使用権(上水道)を振り替えて新規利水の対策案とすることに関する見解について<br>(No8 ダム使用権等の振替)                     | ・貴職が検討されている「忠別ダムのダム使用権(上水道)を振り替えて新規利水の対策案」とすることにつきましては、現在のところ水道水源の現行の利水計画に基づき事業継続を図っていく所存であり、「振り替えることにはならない」と考えております。  |
| 中空知広域<br>水道<br>企業団 | ・滝里ダムのダム使用権(上水道)を振り替えて新規利水の対策案とすることに関する見解について<br>(No8 ダム使用権等の振替)                     | ・当該ダム使用権を譲渡する意向はありません。   |

# その他関係者のご意見 (新規利水(工業用水))

既得水利の合理化・転用について、関係する事業者に今後の見通しについて聞き取りを行った。

| 関係者             | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答   |
|-----------------|--|--|
| 北海道開発局<br>農業水産部 | ・石狩川流域の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について            | ・現時点で国営土地改良事業の計画がない旨、回答します。  |
| 北海道<br>農政部      | ・石狩川流域の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について            | ・道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成23年度に事業計画の樹立を行っている地区のうち、照会事項に該当する事業の予定はありません。   |
| 北海道<br>環境生活部    | ・石狩川流域の市町村における、水需要合理化を伴う水道事業の広域化に関する事業計画の予定の有無について | ・由仁町上水道事業の平成18年度の水道事業経営変更認可申請において、平成25年度から町の行政区域を越えた広域化により既得水利の合理化をともなう事業計画が予定されております。<br>なお、他の市町村については、現時点で、既得水利の合理化を伴う水道事業の市町村の行政区域を越えた広域化に関する事業計画が予定されている、水道法に基づく認可申請・届出はありません。 |
| 札幌市             | ・所有する石狩川水系の水利権（上水道）の見通しに関する見解について                  | ・今後も既存の水利権を有効に活用し全て使用する予定です。   |
| 旭川市             | ・所有する石狩川水系の水利権（上水道）の見通しに関する見解について                  | ・当市が所有する石狩川水系の水利権（上水道）は今後とも必要と考えており、現状では減量する予定はございません。   |

# 利水参画者、関係河川使用者のご意見 (流水の正常な機能の維持)

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の利水参画者や関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案を構成する施設の管理者や関係者）に対して意見聴取を行った。

【1. 利水参画者】

- ・ 電源開発株式会社

【2. 関係河川使用者】

- ・ 北海土地改良区～ ダム再開発（掘削）：桂沢ダム  
水系間導水：旧美唄川

# 利水参画者のご意見 (流水の正常な機能の維持)

## 【複数の流水の正常な機能の維持対策案に対してのご意見】

| 利水参画者    | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答   |
|----------|--|--|
| 電源開発株式会社 | <p>・「第3回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解について</p> | <p>・当社は、現在、貴局が実施する新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの建設に関する基本計画（当初計画平成6年8月2日建設省告示第1732号、変更計画平成20年11月7日国土交通省告示第1325号、以下「ダム基本計画」という。）に基づく幾春別川総合開発事業に発電参画しており、当事業の進捗に併せ、新桂沢発電所計画（最大出力16,800kW）を進める予定としています。</p> <p>今般、「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、新規利水（水道用水、工業用水）および流水の正常な機能の維持について、複数の利水代替案が示されているところですが、当社としては、現行の新桂沢発電所計画に影響を及ぼす対策案については、回避して頂きたいと考えております。</p> <p>今回、お示し頂いているいずれの代替案につきましても、現計画である「ダム再開発（かさ上げ）」に対し、大幅な事業費の増嵩および事業進捗の遅れが見込まれているとともに、ダムのかさ上げを実施しないことで、最大出力16,800kWに必要な有効落差の確保が困難になるなど、現行の新桂沢発電所計画に大きな影響を及ぼすものであります。</p> <p>従いまして、当社としましては、いずれの利水代替案でもなく、現行のダム基本計画に沿ったダム再開発（かさ上げ）案での事業を進めていただきますよう要望致します。</p> |

# 関係河川使用者のご意見 (流水の正常な機能の維持)

【桂沢ダムの掘削に対してのご意見】 (流水の正常な機能の維持対策案 No1, No6)

【旧美唄川からの導水に対してのご意見】 (流水の正常な機能の維持対策案 No2, No7)

| 関係河川<br>使用者         | 意見照会事項  | 意見照会事項に対する回答  |
|---------------------|---|---|
| <p>北海<br/>土地改良区</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桂沢ダムの再開発（掘削）を行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(No1 ダム再開発（掘削）)</li> <li>(No6 河道外貯留施設（貯水池）<br/>ダム再開発（掘削）)</li> </ul> </li> <li>・ 旧美唄川からの導水を行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(No2 水系間導水)</li> <li>(No7 河道外貯留施設（貯水池）<br/>水系間導水)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当土地改良区に係るかんがい用水に悪影響を及ぼさない対策でなければ同意しかねます。</li> <li>・ 当土地改良区が保有している旧美唄川における水利権に悪影響を及ぼさない対策でなければ同意しかねます。</li> </ul> |

## その他関係者のご意見 (流水の正常な機能の維持)

既得水利の合理化・転用について、関係する事業者に今後の見通しについて聞き取りを行った。

| 関係者             | 意見照会事項   | 意見照会事項に対する回答   |
|-----------------|--|--|
| 北海道開発局<br>農業水産部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩川流域※の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について</li> <li>※流水の正常な機能の維持対策案の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で国営土地改良事業の計画がない旨、回答します。</li> </ul>   |
| 北海道<br>農政部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩川流域※の市町村における、水需要合理化に係る土地改良事業予定の有無について</li> <li>※流水の正常な機能の維持対策案の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成23年度に事業計画の樹立を行っている地区のうち、照会事項に該当する事業の予定はありません。</li> </ul>          |
| 北海道<br>環境生活部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩川流域※の市町村における、水需要合理化を伴う水道事業の広域化に関する事業計画の予定の有無について</li> <li>※流水の正常な機能の維持対策案の検討に関しては幾春別川流域が該当</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で、既得水利の合理化を伴う水道事業の市町村の行政区域を越えた広域化に関する事業計画が予定されている、水道法に基づく認可申請・届出はありません。</li> </ul> |